

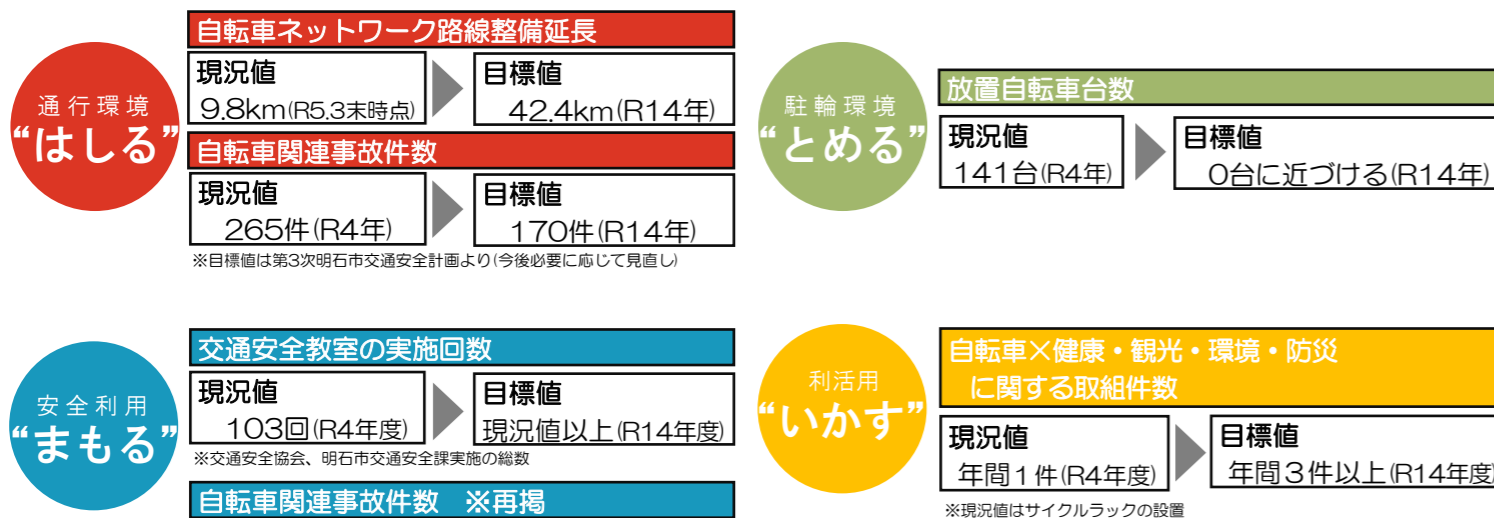
明石市 自転車活用 推進計画

[概要版]



05 計画目標（数値指標）

本計画の基本方針・取組みを着実に実施するための計画目標（数値指標）を、以下の通り設定します。



06 計画の進め方

4つの基本方針“はしる”“まもる”“とめる”“いかす”の取組みを推進するため、道路管理者・交通管理者・関係行政機関、市民や各種関係団体等が相互に連携しながら、PDCAサイクルを展開していきます。



明石市 都市局 道路安全室 道路整備課
 〒673-8686 明石市中崎1丁目5番1号
 TEL: 078-918-5034 URL: <http://www.city.akashi.lg.jp>

01 計画の策定にあたって

明石市では、安全・安心で快適な自転車利用ができるまちを目指すため、平成29年3月に「明石市自転車利用環境向上計画」（以下、前計画といいます）を策定しました。

前計画策定後に策定された国や県の自転車活用推進計画を踏まえ、自転車の活用による観光施策との連携、環境負荷の低減、市民の健康増進など新たな課題に対応することに加え、自転車通行環境整備などの取組をより一層効果的・効率的に展開していくことを目指し、「明石市自転車活用推進計画」を策定することとしました。

02 計画の理念と基本方針

■計画の理念

自転車通行空間の整備をはじめ、自転車乗車時のルール遵守やマナーアップにより、安全・安心で快適な自転車利用ができるまちを目指します。

また、明石市の実情や特性に応じた自転車の利活用促進を図ることで、健康面・観光面・環境面などにおけるまちづくりへの貢献を図ります。

■基本方針

安全・安心で快適な自転車利用環境の向上を目指し、課題で抽出した「通行環境“はしる”」、「安全利用“まもる”」、「駐輪環境“とめる”」および、環境負荷の低減や健康増進、観光促進、災害時の活用など多様な自転車活用を図る「利活用“いかす”」を加えた4つの基本方針のもと、自転車走行空間の整備、利用ルール・マナーの周知、駐輪場の充実などの取組を展開していきます。

4つの基本方針



03 重点的に取り組む4つの方向性

4つの基本方針「通行環境“はしる”」、「安全利用“まもる”」、「駐輪環境“とめる”」「利活用“いかす”」を設定し、安全・安心で快適な自転車利用環境ができるまちを目指します。

通行環境 “はしる”

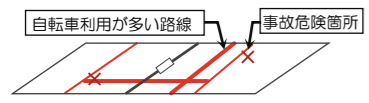
自転車の通行空間を確保するため、車道内に普通自転車専用通行帯や矢羽根などの路面表示を行い、安全で快適な自転車走行環境の向上を目指します。

■自転車ネットワーク路線の選定

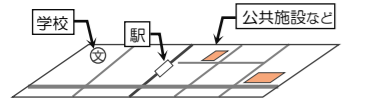
■整備形態の決定

各路線の交通状況にあわせた整備形態を選定します。

自転車利用特性



施設立地、交通基盤など

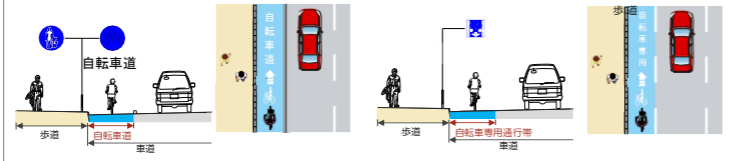


施設や事故箇所等を重ね、自転車利用環境の向上に取り組む路線(将来計画路線)を選定します。

その中から今後10年間での整備を目指す路線(自転車ネットワーク路線)を選定します(下図参照)。

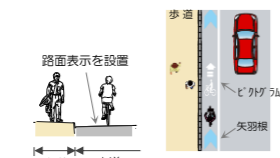
整備形態のイメージ

自転車道：歩行者・自動車と物理的に分離。法的に指定された形態。
自転車専用通行帯：歩行者・自動車と空間的に分離。法的に指定された形態。
車道混在：自転車と自動車と混在。法的指定のない形態。



■整備後のフォロー

整備後には、整備した自転車通行空間の通行方法等の広報活動を行い、事業効果を高めます。また、代表的な路線について、利用状況などの事後検証を行います。



安全利用 “まもる”

子どもから高齢者まで幅広く自転車の安全利用について啓発を行い、ルール周知・マナー向上を図ります。

全年齢で努力義務化されたヘルメットの着用推進や電動キックボードと併せた対応も図ります。

■兵庫県警察 インフォメーション

令和5年4月1日から自転車乗車用ヘルメット着用が努力義務化

道路交通法の一部改正(令和5年4月1日施行)により従来、児童又は幼児を保護する責任のある者の遵守事項とされていた乗車用ヘルメットの着用について、改正法の施行後は、全ての自転車の運転者が乗車用ヘルメット着用を努めなければならないこととなります。

【自転車安全利用5原則】

1. 車道が原則、歩道を通行
2. 歩道では歩行者を優先
3. 交差点では信号を一時停止を守って、安全確認
4. 夜間はライトを点灯
5. 飲酒運転は禁止

ヘルメットを正しく着用

■交通安全教室(自転車実技)



子どもから高齢者まで段階的かつ体系的な交通安全教育を行います。

駐輪環境 “とめる”

駐車需要の多い地域などを中心に、利用形態に応じた自転車駐輪場などの整備を推進します。

■駐輪ラックの整備事例



■駐輪場の整備事例



また、自転車の路上放置に対する指導・啓発活動等の取り組みを重点的に推進します。

利活用 “いかす”

健康長寿社会の実現に向けた自転車の利活用、サイクリングルートの整備や広報による自転車を活用した観光の促進、自転車への利用転換による環境負荷低減、災害時における自転車の活用を促進します。

■ひょうごサイクリングモデルルート



04 自転車ネットワーク路線・整備形態

安全で快適な自転車利用環境の向上を図るために必要な路線(将来計画路線)のうち、計画期間である今後10年間で整備を目指す路線を自転車ネットワーク路線と設定し、自転車通行空間の整備を推進していきます。

また、整備後には広報活動や利用状況等の評価といったフォローアップを実施します。

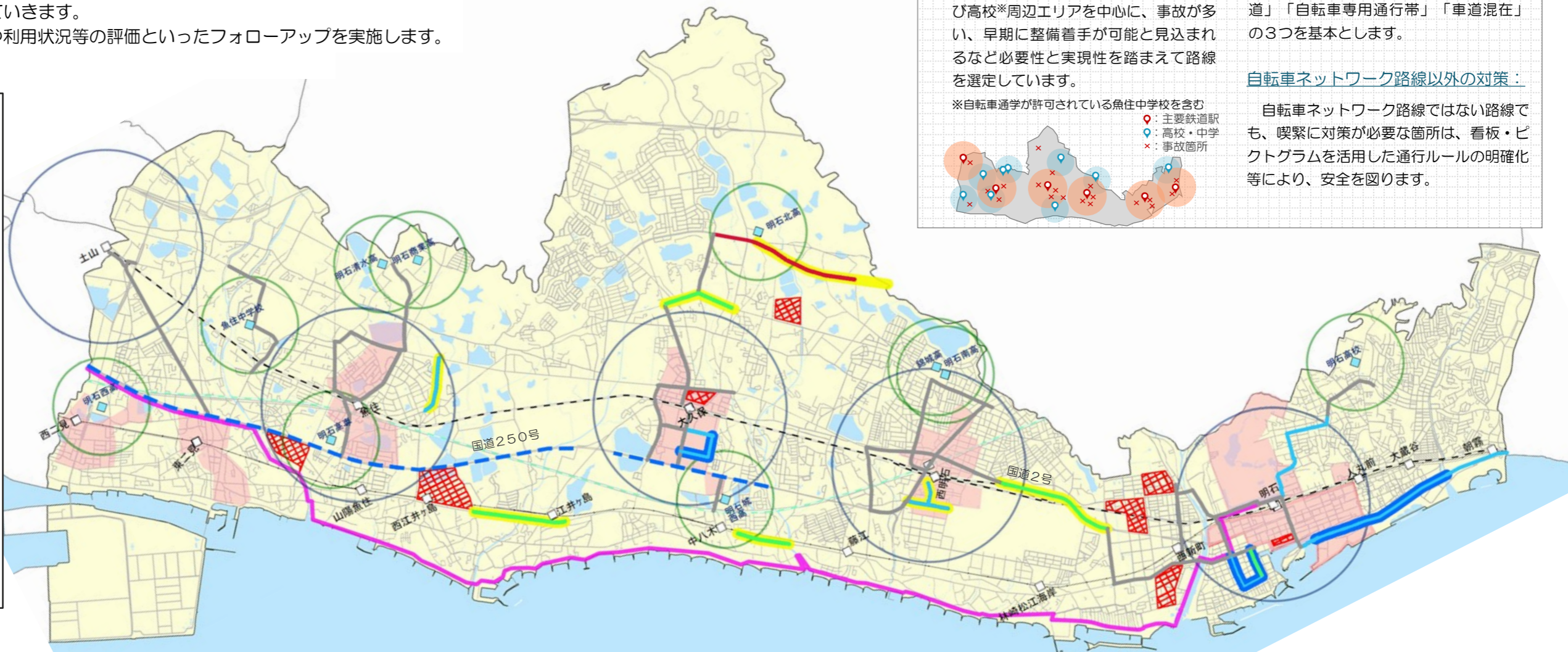
凡例

- 自転車ネットワーク路線
- 自転車道
- 自転車専用通行帯
- 車道混在
- 自転車専用通行帯又は車道混在
- 事業中期間
- 整備済み期間
- 暫定整備済期間(旧ガイドラインに基づく)

ひょうごサイクリングモデルルート

- 東・北播磨“はりまの里”
- スーパーロングライドコース

- ゾーン30、ゾーン30プラス
- 都市機能誘導区域
- 自転車通学を許可している学校
- 鉄道駅
- JR神戸線
- 山陽新幹線
- 山陽電鉄
- その他の道路
- 水域
- 明石市



自転車ネットワーク路線の考え方：

自転車利用者が多い主要な鉄道駅及び高校*周辺エリアを中心に、事故が多い、早期に整備着手が可能と見込まれるなど必要性和実現性を踏まえて路線を選定しています。

*自転車通学が許可されている魚住中学校を含む

- 主要鉄道駅
- 高校・中学
- 事故箇所

自転車ネットワーク路線の整備形態：

国のガイドラインで示される「自転車道」「自転車専用通行帯」「車道混在」の3つを基本とします。

自転車ネットワーク路線以外の対策：

自転車ネットワーク路線ではない路線でも、喫緊に対策が必要な箇所は、看板・ピクトグラムを活用した通行ルールの明確化等により、安全を図ります。

